

令和6（2024）年度栃木県実習指導者講習会（特定分野）要項

1 目的

栃木県看護師等養成所の運営に関する指導要領第8の1に定める実習指導者を養成し、看護教育における効果的な実習指導に資する。

2 講習会の内容

病院以外の実習施設で次に掲げる分野（以下「特定分野」という）について実習指導の任にある者又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、特定分野の実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得する。

- ＜ 特定分野 ＞
- ・保健師養成所における公衆衛生看護学
 - ・助産師養成所における助産学
 - ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論（地域・在宅看護論）
 - ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護

3 主催 栃木県

4 実施機関 公益社団法人栃木県看護協会

5 科目及び時間数 教育原理・教育心理（3時間）、教育方法（3時間）、実習指導の実際Ⅰ（講義9時間）、実習指導の実際Ⅱ（演習24時間） 計39時間

6 受講定員 25名

7 受講資格

現在所属する施設の実習指導者の任にある者又は将来実習指導者となる予定の者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う実習施設の保健師
- (2) 助産師養成所における助産学実習を行う実習施設の助産師
- (3) 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論（地域・在宅看護論）実習を行う実習施設の保健師、助産師又は看護師
- (4) 准看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う実習施設の保健師、助産師又は看護師

8 受講者の決定

受講者は、各施設長の推薦を受けて講習会実施者が決定する。

9 受講経費

受講料は無料。

10 その他

講習会修了者に対し、修了証を交付する。

※本事業につきましては栃木県議会第399回通常会議における議決を前提としております。